

会津大学における研究活動上の不正行為等に関する調査結果について

1 調査に至った経緯

2020年4月1日及び8日に宮崎敏明理事長兼学長の論文2件（Case1,Case2）を自己盗用、二重投稿、指導学生論文の盗用等であるとの匿名告発メールが、教職員や大学院生等へ送信された。その後、6月4日及び7月16日に前記以外の論文2件（Case3,Case4）について、同様の告発がグーグルグループに匿名投稿された。また、科学技術振興機構及び日本学術振興会へもCase1及びCase2論文について同様の告発があり、本学に回付（6月8日受理）された。

2020年8月18日に趙強福副理事長兼副学長の論文1件が二重投稿であるとの匿名の投稿がグーグルグループになされた。

これらの匿名告発等を受け、予備調査を行った結果、本格的な調査を行うことが必要であると判断し、外部委員を含む調査委員会を設置し調査を行った。

2 調査

「公立大学法人会津大学研究活動に係る不正防止規程」に基づき調査を実施した。なお、同規程に基づく最高管理責任者は理事長を充てることとされているが、当事者のため、理事（事務局次長）を最高管理責任者とした。また、調査委員会委員長は副理事長を予定していたが、当事者となったため、事務局次長を充てた。

(1) 調査体制

委員長	須田 真一	会津大学事務局次長（～2021.3.31）
	佐藤 等	同上（2021.4.1～）
副委員長	BEN ABDALLAH Abderazek	会津大学コンピュータ工学部門長
委員	白 寅天	会津大学コンピュータ・情報システム学専攻長
委員	小沢 喜仁	福島大学特任教授・名誉教授
委員	藤原 雅美	日本大学名誉教授
委員	落合 秀也	東京大学大学院情報理工学系研究科准教授
委員	小池 達哉	会津鶴城法律事務所弁護士

(2) 調査期間

2021年2月4日から12月7日までの間に調査委員会を9回開催

(3) 調査対象

宮崎敏明教授（論文投稿当時。2020年4月より会津大学理事長兼学長）の論文（プロシーディングス）4報

趙強福教授（論文投稿当時。2020年4月より会津大学副理事長兼副学長）の論文（プロシーディングス）1報

(4) 調査方法

告発内容及び予備調査結果の整理、調査対象論文の学術的成果の検証、投稿規程の確認、被告発者からの聞き取り調査などを実施した。

3 調査及び認定結果

(1) 認定内容及び認定した研究者

過去の自己論文の一部を適切な引用なしに再利用した自己盗用 宮崎敏明教授

なお、趙強福教授の論文に規程等に違反する行為はなかった。

(2) 共著者の関与

共著者の役割分担を確認し、自己盗用への関与はないと判断した。

(3) 事案の概要

調査対象論文は、システム開発の進捗状況を報告するもの（Case1,2,3）や、同じシステムの構築であるが課題設定が異なるもの（Case4）で、明確な新規性が認められるプロシーディングスであった。

一方、いずれの論文においても、システムのコンセプトや背景など開発過程のシステムに共通する部分を説明する記述や図表を、調査対象論文以前に投稿したプロシーディングスから、論文投稿規程等に定められている適切な引用等を行わないまま利用していたため、自己盗用と認定した。

(4) 大学が行うべき措置

各投稿先に自己盗用があったことを通知すること。

4 発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

今回の一連の告発は、自己のプロシーディングスの記述や図表の再利用に関するものである。論文の発展的プロセス（いくつかのプロシーディングスを経て、完成形として学術論文雑誌、いわゆるジャーナルに投稿する）においては、適切な引用による自己論文の一部再利用が肯定されている。

本事案の論文は、完成形のジャーナル論文ではなく発展過程のプロシーディングス論文であったことや、システム開発の進捗状況を報告する際には、ベースとなるシステムのコンセプトや構成は必然的に同じ記述となるため、その部分について適切な引用がなくとも自己盗用を疑われることはないとの認識が原因である。また、会津大学における研究不正防止の取り組みは、平成 27 年 3 月 31 日付けで「公立大学法人会津大学研究活動に係る不正防止規程」が新規に制定されており、それ以前には大学として統一的な研究不正防止の取り組みがほとんどなされておらず、また、制定後も対面や e-ラーニングによる研究倫理研修の実施に取り組んできたが、研究倫理に関する積極的な情報発信が不足していた。このような状況で、自己盗用が現在ほど問題視されなかった時代のプロシーディングス執筆スタイルを改める機会がなかったことも一因と思われる。

(2) 再発防止策

○ 不正防止規程の見直し

捏造・改ざん・盗用以外の自己盗用や二重投稿などを具体的に類型化して規定することや、研究倫理教育の実効性を担保するための規定を追加するなどの改正を行う。

○ 研究倫理教育の充実

不正行為の具体的な内容について、研究者（学生も含む）が十分に理解できるような研究倫理教育を行う。また、論文投稿時の剽窃チェックツールの導入など、共著者間でより丁寧なチェックを行えるような仕組みを構築する。

○ 最新の研究倫理に係る情報の学内共有

各出版社等の投稿規程等の動向、投稿時におけるトラブル事例、研究不正事例など、最新の研究倫理に係る情報を学内で共有できるような仕組みを構築する。